第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百四十八条の二　最終指定親会社は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等、金融商品取引所及び商品取引所以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、かつ、第四十九条第一項（第百三十四条第五項又は第百四十二条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等、金融商品取引所及び商品取引所以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

第二節　標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十八条の三　標準的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(K)に十二・五を乗じて得た額とする。

$$所要自己資本額(K)=2.33\times h^{0.5}\times\left(\left(\sum_i 0.5\times w_i\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)-\sum_{ind}w_{ind}\times M_{ind}\times B_{ind}\right)^2+\sum_i 0.75\times w_i^2\times\left(M_i\times EAD_i^{total}-M_i^{hedge}\times B_i\right)^2\right)^{0.5}$$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方ｉに係る掛目

M_iは、第百三十五条第一項に規定する実効マチュリティであって取引相手方ｉに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total}は、取引相手方ｉに係るネッティング・セットの与信相当額の割引現在価値

M_i^{hedge}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引のマチュリティ

B_iは、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方ｉに係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

M_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

B_{ind}は、ＣＶＡリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2　前項のw_iは、適格格付機関により付与された取引相手方ｉに係る格付に対応する信用リスク区分（第二十二条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1―1	1―2	1―3	1―4	1―5	1―6
ウェイトw_i（パーセント）	○・七	○・八	一・○	二・○	三・○	十・○

3　第一項のw_{ind}は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4　第一項のEAD_i^{total}は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方ｉに係るネッティング・セットごとに算出した額とする。

一　カレント・エクスポージャー方式を用いる場合　第三章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二　標準方式を用いる場合　第四十八条に規定する与信相当額の割引現在価値

三　期待エクスポージャー方式を用いる場合　第四十九条第二項に規定する与信相当額

5　第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$（割引現在価値）=（想定元本額又は与信相当額）\times\left(1-EXP\left(-0.05\times M_i\right)\right)\Big/\left(0.05\times M_i\right)$$

M_iは、対応するM_i、M_i^{hedge}又はM_{ind}

6　第一項の規定によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一　単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ

二　単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ

三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

第三節　先進的リスク測定方式

（先進的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

第二百四十八条の四　先進的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百五十条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額とする。

一　算出基準日のＣＶＡバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・ファクターとした場合におけるＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二　算出基準日のＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

2　ＣＶＡバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3　ＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一　ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られる値を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$CVA=\left(LGD_{MKT}\right)\times\sum_{i=1}^{T}Max\left(0,\ EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)-EXP\left(-\frac{s\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

LGD_{MKT}は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD（以下この節において同じ。）

t_iは、現時点からEE_iをｉ回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

t_Tは、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約満期(以下この節において同じ。)

s_iは、期間t_iに対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）